

【令和6年度の改正について】

【令和5年度軽減判定所得】

均等割額 53,417円	保険料額	軽減判定所得(世帯主+被保険者の所得で判定)
7割軽減	16,025円 (37,392円減)	43万円以下
5割軽減	26,708円 (26,709円減)	43万円+(29万円×被保険者数)以下
2割軽減	42,733円 (10,684円減)	43万円+(53.5万円×被保険者数)以下

※被保険者と同一世帯に属する世帯主および被保険者のうち、年金または給与所得者の数が2人以上の場合は、「10万円×(年金または給与所得者の数-1)」を加えた金額になります。

なお、以下のいずれかの条件を満たす方を、年金または給与所得者の数としてカウントします。

- ・給与専従者収入額を減算後の給与収入額が55万円を超える
- ・令和5年1月1日に65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える
- ・令和5年1月1日に65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える



【令和6年度軽減判定所得】

均等割額 57,012円	保険料額	軽減判定所得(世帯主+被保険者の所得で判定)
7割軽減	17,103円 (39,909円減)	43万円以下
5割軽減	28,506円 (28,506円減)	43万円+(29.5万円×被保険者数)以下
2割軽減	45,609円 (11,403円減)	43万円+(54.5万円×被保険者数)以下

※被保険者と同一世帯に属する世帯主および被保険者のうち、年金または給与所得者の数が2人以上の場合は、「10万円×(年金または給与所得者の数-1)」を加えた金額になります。

なお、以下のいずれかの条件を満たす方を、年金または給与所得者の数としてカウントします。

- ・給与専従者収入額を減算後の給与収入額が55万円を超える
- ・令和6年1月1日に65歳未満かつ公的年金等収入額が60万円を超える
- ・令和6年1月1日に65歳以上かつ公的年金等収入額が125万円を超える

【令和5年度の保険料の決まり方】

均等割額 53,417	+	所得割額 (前年所得-基礎控除額43万円※1)×10.34%	=	一人当たり 保険料額 上限額66万円
----------------	---	-----------------------------------	---	--------------------------

※1合計所得金額により、43万円、29万円、15万円、0円のいずれかとなります。



【令和6年度の保険料の決まり方】

均等割額 57,012	+	所得割額 (前年所得-基礎控除額43万円※2)×11.52%※3	=	一人当たり 保険料額 上限額80万円※4
----------------	---	-------------------------------------	---	----------------------------

※2合計所得金額により、43万円、29万円、15万円、0円のいずれかとなります。

※3ただし、前年所得から基礎控除額を除いた金額が58万円以下となる場合は10.71%となります。

※4次のいずれかに該当する方は上限額が73万円となります。

- ①昭和24年3月31日以前に生まれた方
- ②令和7年3月31日以前に障害認定により被保険者の資格を有している方
ただし、75歳到達後に住所地特例対象外となる広域外転居をした場合を除く。